



豊岡市社会福祉協議会社会福祉団体活動助成金交付事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、豊岡市内で社会活動への参加を推進する団体（以下「団体」という。）の活動に対して共同募金配分金を財源に交付する助成金について具体的な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となるのは、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を置き、専ら収益事業を目的とせず社会福祉の増進を図る活動を概ね1年以上継続していること。
- (2) 構成員が20人以上であること。
- (3) 会則や規則を有し、自主運営の機能ならびに独立した会計を確立していること。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象とする活動は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 団体の基本運営
- (2) 会員相互の交流、居場所づくり
- (3) 団体活動の促進・啓発に係る研修、広報活動、ネットワークづくり
- (4) 要支援者への見守り、相談、支援活動
- (5) ボランティア・奉仕活動
- (6) 社会福祉の推進に寄与する先駆的な活動

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1団体あたり15万円以内とする。

- 2 助成金額は豊岡市社会福祉協議会社会福祉団体活動助成金交付事業（以下「助成金交付事業」という。）の当該年度予算額の範囲内とする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、助成対象活動に必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、助成対象経費から除くものとする。

- (1) 介護保険法又は障害者総合支援法に基づいて実施する事業に係る経費
- (2) 人件費
- (3) 懇親会における飲食費

(助成の申込)

第7条 助成金を申請する団体は、社会福祉団体活動助成金交付申請書（様式1号）に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。

- (1) 助成金交付事業に係る社会福祉団体活動助成金交付事業活動計画書（様式2号）及び社会福祉団体活動助成金交付事業収支予算書（様式3号）
- (2) 助成金を申請する団体の運営全般に係る事業計画書及び収支予算書

(助成金の交付決定)

第8条 助成金の交付は理事会の議決を経て、理事長が助成金交付事業の予算の範囲内で決定し、社会福祉団体活動助成金交付決定通知書（様式4号）を、助成金を申請した団体に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 助成金を申請した団体は、前条に規定する助成金の交付決定通知を受けたときは、速やかに社会福祉団体活動助成金交付請求書（様式5号）並びに振込口座の写しを提出し、助成金の交付を理事長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条に規定する請求を受けたときは、速やかに助成金の交付手続きを行うものとする。

(実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、事業完了後、次の各号に掲げる書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 助成金交付事業に係る社会福祉団体活動助成金交付事業報告書（様式6号）及び社会福祉団体活動助成金交付事業収支決算書（様式7号）
- (2) 助成金の交付を受けた団体の運営全般に係る事業報告書及び収支決算書

(助成金の返還)

第12条 理事長は、助成金の交付を受けた団体が虚偽の申請により助成金の交付を受けたときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

2 助成金の交付を受けた団体が年度途中で解散等により存続しなかった場合には、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第3条第1項の規定に関して、本要綱施行前に助成金の交付を受けていた団体の本要綱に基づく初年度及び次年度の助成金額は、支出総額の100分の5以内又は本要綱施行前の助成金額のいずれか少ない方の額とする。ただし、本要綱施行前の助成金額と比して100分の15を超える減額はしない。次々年度以後の助成金額は、支出総額の100分の5以内の助成とするが、本要綱施行前の助成金額を超える助成はしない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。
(経過措置)
- 2 助成金額が、令和3年度と比較し10万円を越える減額とならないよう、令和4年度に限り第5条第1項に定める金額を超える金額を助成することができることとする。
(特例措置)
- 3 豊岡市民生委員児童委員連合会に対する助成金交付については、本要綱を適用せず別途定める助成金交付事業要綱を適用する。